

災害時及び異常気象時における研修会の中止について

天災事変その他やむを得ない事由（新型コロナウイルスなどの感染症の拡大防止の場合を含む）の場合には、研修を延期または中止することがあります。

その場合にはホームページでご案内するとともに、受講申込者様に連絡を差し上げます。

このため受講申込にあたっては、当日でも連絡可能な連絡先のご登録をお願いいたします。

(1) 災害時

地震、台風、大雨、洪水等で、人や建物に甚大な被害を及ぼす程度のもの（実際に被害が生じずとも、公共交通機関の運行が行われない状況を含む。）。

(2) 異常気象時

ア 特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮

イ 警報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮

ウ 注意報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮、雷、濃霧、乾燥、なだれ、着氷、着雪、融雪、霜、低温

① 特別警報が1つ以上及び警報又は注意報が併せて発令された場合

② 警報が2つ以上及び注意報と併せて3つ以上が発令された場合

上記、①②の場合は、研修会を中止とすることを原則といたします。

<参考> 特別警報・警報・注意報に関する気象庁のホームページ

・ <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/warning.html>

・ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/warning_kind.html